観光道の状況改善について

受付日：令和8年9月11日　　回答日：令和8年9月24日

【ご意見の内容】

　観光地の道路はおろか、観光地までの道路もたどりつけるような状態ではないように思います。

【回答】

　観光道につきましては、国道、県道、町道、林道、農道など、管理者が異なる道路がつながって構成されています。

　道路の管理につきましては、役場建設課、農林水産課や島根県などの関係機関が連携し、通行に支障が出ないよう、除草や立木竹の伐採等の維持管理を限られた予算の中で、年間を通じて行っているところです。

　また、観光道から景勝地に至る歩道や、景勝地周辺の眺望を損なう立木や雑草につきましても、緊急性の高いものから順次整備を行っております。

　なお、この度のご提案を受け、今後は、より一層木の繁茂状況や倒木等の危険性、道路への影響、緊急性などを踏まえ、優先順位を付けて計画的に対応する方法について、検討してまいる予定としております。

　観光道の安全や利便性確保、観光地の満足度向上を図るため、今後とも関係機関などと連携し、限られた財源と人員を有効に活用しながら、適切な維持管理に努めてまいります。